

第4期京都市障害福祉計画

第1 計画策定の目的・趣旨等

1 計画策定の趣旨

障害者施策の推進に当たっては、障害者基本法に基づく障害者施策全般の総合的な計画である「障害者計画」（本市「支えあうまち・京都ほほえみプラン（京都市障害者施策推進計画）」）と障害者総合支援法に基づき策定が義務付けられている「京都市障害福祉計画」の2計画を策定している。

今回策定する障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針や本市の実情等を踏まえたうえで「成果目標」を設定するとともに、これらの成果目標を達成するための障害福祉サービス等の必要な見込み量並びにその確保のための方策を定めるものである。

また、本計画は、「支えあうまち・京都ほほえみプラン（京都市障害者施策推進計画）」の障害福祉サービスの計画項目を補完するものと位置付けられるものである。

2 計画の期間

障害福祉計画は、3年を1期として策定することとされており、今期（第4期）においては、平成27年度から平成29年度までの3箇年を計画期間とする。

[参考]

1 第1期障害福祉計画（平成19年3月策定）

- 平成17年10月から平成23年度末までの間に入所施設から地域生活に移行する者の人数等を数値目標として設定
- 平成23年度において見込まれる障害福祉サービス等の必要量を設定
- 平成18年度から平成20年度までの各年度において見込まれる障害福祉サービス等の必要量を設定

2 第2期障害福祉計画（平成21年3月策定）

- 平成21年度及び平成22年度において見込まれる障害福祉サービス等の必要量を設定

3 第3期障害福祉計画（平成24年3月策定）

- 平成26年度末までの間に入所施設から地域生活に移行する者の人数等を数値目標として設定
- 平成24年度から平成26年度までの各年度において見込まれる障害福祉サービス等の必要量を設定

3 計画で定める項目

国の定める基本指針において、障害のある人の高齢化・重度化や「親なき後」も見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域生活支援のための拠点を整備していくことを基本とすることが新たに成果目標に加えられた。

また、障害児支援についても、地域の実情を踏まえ、必要量を見込み、その確保のための方策を定めることが適当であるとされ、本市においても、これら新たに設定された項目を含めて本計画を策定する。

- (1) 平成29年度の成果目標の設定
 - ①施設入所者の地域生活への移行
 - ②入院中の精神障害者の地域生活への移行
 - ③障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行
 - ④障害者の地域生活の支援【新規】
- (2) 平成27年度から平成29年度までの障害福祉サービス、相談支援及び障害児支援の必要見込量及びその確保のための方策
 - ①訪問系サービス
 - ②日中活動系サービス
 - ③居住系サービス
 - ④相談支援
 - ⑤障害児支援【新規】
- (3) 地域生活支援事業の実施に関する事項

第2 平成29年度の成果目標の設定

障害のある市民の自立と社会参加を推進していく観点で、地域生活への移行や就労支援を進めていくため、国が定める基本指針やこれまでの実績、平成26年度に実施した市内入所施設へのアンケート調査等を踏まえ、平成29年度を目標年度として、次に掲げる事項について成果目標を設定する。

1 施設入所者の地域生活への移行

第3期の障害福祉計画の計画基準日である平成17年10月1日から直近の平成25年度末までの8年半の間に施設入所から地域生活へ移行した方は、123人で平均14.5人/年となっており、直近の平成25年度では8人となっている。

本市が市内の入所施設に実施したアンケート調査の結果では、条件が整う等地域生活への移行が可能とされたのは56人であり、これに市外施設に入所されている方も加味し、毎年20人、平成29年度末までに80人以上の方が地域生活に移行できるよう、地域生活支援センターと入所施設等との連携の下、具体的な計画づくり等を進めていく。

なお、施設入所者の地域生活への移行を進めていくことで、重度の障害を持ち、かつ、家族等による介護が困難な真に入所施設の利用が必要な方の受入れを併せて進めていく。

項目	数値	説明
①平成25年度末時点の施設入所者数	1,280人	うち市内施設489人 (平成26年10月1日現在)
【目標値】 ②地域生活移行者数	80人以上 (①の約6%以上)	平成29年度末までに、施設入所から地域生活へ移行する者の人数

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国の基本指針で定められている3項目のうち、「入院後3箇月の退院率」の平成25年度の本市の実績は63.0%であり、また、「入院後1年経過時点の退院率」の本市の実績は90.1%である。

国の基本指針では、上位5都道府県の平均退院率で目標値を設定しており、「入院後3箇月の退院率」は64%以上、「入院後1年経過時点の退院率」は91%以上であり、これを本市の目標とすることが妥当と考えられることから国の基本指針どおりの目標とする。

残る「入院期間1年以上の長期在院者数の減少」については、本市の実績から見込むと、平成24年6月末から平成29年6月末までの5年間で210人程度（約9%程度）の減少となる見込みであるが、これまでの障害福祉計画における計画と実績の差である110人程度（約5%程度）は、地域生活支援センターと医療機関等との連携の下、具体的な計画づくり等を進めていくことで退院促進を図り、これを加算して平成24年6月末の長期入院患者のうち14.5%、328人以上の減少を目標値とする。

項目	数値	説明
【目標値】 ①目標年度の入院後3箇月の退院率	64%以上	平成29年6月に入院した患者の入院後3箇月時点（入院月を含む3月目の月末まで）の退院率
【目標値】 ②目標年度の入院後1年経過時点の退院率	91%以上	平成29年6月に入院した患者の入院後1年時点（入院月を含む12月目の月末まで）の退院率
③平成24年6月末における長期在院者数	2,250人	
【目標値】 ④平成29年6月末における長期在院者数	1,922人以下 （③の約14.5%以上（328人以上）を削減）	平成29年6月末における入院期間1年以上の患者数

3 障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行

本市においては、福祉や教育にとどまらないオール京都の体制で京都市障害者就労支援推進会議を設置し、障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行に向けた取組を進めており、すでに平成25年度では121人と、第3期の障害福祉計画の目標である50人/年を大幅に達成している状況にある。

今後も一層の連携を深め取組を進めていくことで、毎年13人の増加を見込み、計画の中間年である平成28年度には、現行の目標値（50人）の3倍となる150人を、平成29年度では163人を目標値とする。

また、就労だけでなく、平成26年度から新たに設置した京都市障害者職場定着支援等推進センター等によって、一般就労した人の長期就労をサポートする定着支援の取組を併せて進めていく。

項 目	数 値	説 明
①平成24年度の一般就労移行者数	98 人	平成24年度中に障害福祉サービス事業所等から一般就労へ移行した者の人数
【目標値】 ②目標年度の一般就労移行者数	163人以上 (①の約1.6倍以上)	平成29年度中に障害福祉サービス事業所等から一般就労へ移行する者の人数

語 句	内 容
障害福祉サービス事業所等	通所施設（障害福祉サービス事業所）と入所施設（障害者支援施設）の総称（このうち通所施設に、就労移行支援、就労継続支援A型・B型等を含む）
一般就労	民間企業等で雇用契約に基づき就労すること
福祉的就労	障害福祉サービス事業所等で働くこと

4 障害者の地域生活の支援

障害のある市民（児童を含む）の高齢化・重度化や「親なき後」も見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、24時間・365日の相談体制を整えるなど様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域生活支援のための拠点（障害者地域生活支援拠点）を、平成29年度末までに少なくとも1つ整備する。

第3 各年度における障害福祉サービス、相談支援及び障害児支援の必要な量の見込み並びにその確保のための方策

平成29年度における成果目標が達成できるように、平成27年度から平成29年度までの障害福祉サービス、相談支援及び障害児支援の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を、国が定める基本指針やこれまでの実績並びに本市の実情を踏まえて設定する。

1 訪問系サービス

ア 現状分析

障害のある市民が、住み慣れた家庭や地域で自立し安心して暮らすためには、一人一人のニーズに応じた支援とともに、家族等の介護負担を軽減することも必要である。このため、ホームヘルプ等の訪問系サービスについては、障害のある市民の在宅生活を支援する中核事業として充実を図ってきた。

平成18年度の障害者自立支援法の施行以降、制度が普及し定着する中、障害のある市民の自立意欲の高まりや介護者の高齢化による介護負担軽減など、訪問系サービスのニーズは更に大きくなってきており、今後ともサービス量の拡大を図っていく必要がある。

イ 必要な量の見込み

平成23年度に創設された同行援護や、平成25年度に新たに障害福祉サービスの対象となった難病患者等も含めた平成26年度までの利用実績、今後さらに障害福祉サービスの対象が拡充される難病患者等の利用ニーズ等を勘案し、平成29年度までの各年度において必要なサービス見込量を設定する。

区 分	26年度実績 (見込)	27年度	28年度	29年度
居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護, 行動援護, 重度障害者等 包括支援	4,052人 (100)	4,303人 (106.2)	4,555人 (112.4)	4,807人 (118.6)
	171,349時間 (100)	182,826時間 (106.7)	194,563時間 (113.5)	206,300時間 (120.4)

注1 上段：利用者数，下段：延べ利用時間数（訪問系サービスの合計，1月当たり）

注2 （ ）の数值は26年度実績(見込)を100とした場合の指数

ウ 見込量の確保及び基盤整備のための方策

訪問系サービスについては、引き続き、地域生活の支援を推進する観点から、ニーズに応じたサービス提供を行うため、必要なサービス提供体制の確保に努める必要がある。

このため、サービス提供事業者の新規参入等サービスの拡充が進むように、平成27年4月の報酬改定を見据えながら、国に対し、経営実態に見合った、また、福祉人材の確保及び定着に向けた適切な報酬水準の確保をはじめとする必要な措置を講ずるよう積極的に働き掛けるとともに、障害のある市民の地域生活の支援に係るニーズの多様化に対応できるよう、ヘルパーの援助技術の向上に向けた各種研修会を開催する。

なお、同行援護については、平成23年度に重度の視覚障害者を対象として新たに創設された制度であり、引き続き円滑な運用に向けた取組を行う。

また、平成26年度には重度訪問介護の対象が行動障害のある重度の知的障害、精神障害のある市民に拡大されたが、国において定められている対象者要件が厳しく、サービスを利用するための過程が複雑であることや、アセスメントを行う行動援護との報酬単価差等の課題があり、今後、対象となる市民やサービス提供事業所への徹底、利用手続の整理等、実施体制を整えていく必要がある。引き続き国に対しても、必要なサービスが利用しやすい制度設計となるよう要望するとともに、重度訪問介護の利用に向けてアセスメントを行う行動援護に係る京都府の従業者養成研修の周知等、指定事業所の拡大に向けた取組を行っていく。

【語句説明】

サービス名	内 容
居宅介護	自宅において、食事・排せつ・入浴等の介護、調理・洗濯・掃除等の援助を行うもの。また、買い物の援助、通院の介助、公的手続や相談のため官公署や相談支援事業所を訪れる際の介助を行うもの
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は行動障害のため、常に介護が必要な方に、居宅介護・見守りの支援・外出時の移動の介護等を総合的に行うもの
同行援護	重度の視覚障害のため、移動に著しい困難がある方に、外出時の移動の介護及び外出先においての必要な情報の支援（代筆・代読等）を行うもの
行動援護	知的障害や精神障害のため、行動に著しい困難がある方に、外出時の移動の介護・危険回避のための援護等を行うもの
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な程度の高い方に、障害福祉サービスのうち、在宅サービスや通所施設のサービス等を包括的に行うもの

2 日中活動系サービス

ア 現状分析

日中活動の場を提供する障害福祉サービス事業所は、平成24年4月の新体系移行完了後も事業者の新規参入などで増加してきており、おおむねニーズに応じた日中活動の場や福祉的就労の場を確保することができた。

しかしながら、今後、施設入所者の地域移行を進めていくに当たっては、移行後の居場所として、日中活動の場の更なる充実が求められる。

イ 必要な量の見込み

今後も総合支援学校高等部卒業生をはじめとする障害のある市民のニーズに応じて、多様な就労形態の福祉的就労*の場の確保や、常時介護を要する方に対する日中活動の場の充実が必要である。平成26年度までの利用実績とこれまでの総合支援学校高等部卒業生の進路希望等を勘案し、平成29年度までの各年度において必要なサービス見込量を設定する。

※11ページ目の語句説明参照

区 分	26年度実績（見込）	27年度	28年度	29年度	
生活介護	3,095人 (100)	3,201人 (103.4)	3,307人 (106.8)	3,413人 (110.3)	
	54,453人日分 (100)	55,874人日分 (102.6)	57,295人日分 (105.2)	58,716人日分 (107.8)	
自立訓練 (機能訓練)	40人 (100)	55人 (137.5)	55人 (137.5)	55人 (137.5)	
	367人日分 (100)	502人日分 (136.8)	502人日分 (136.8)	502人日分 (136.8)	
自立訓練 (生活訓練)	275人 (100)	283人 (102.9)	283人 (102.9)	283人 (102.9)	
	3,292人日分 (100)	3,388人日分 (102.9)	3,388人日分 (102.9)	3,388人日分 (102.9)	
就労移行支援	295人 (100)	304人 (103.1)	313人 (106.1)	322人 (109.2)	
	5,224人日分 (100)	5,472人日分 (104.7)	5,720人日分 (109.5)	5,968人日分 (114.2)	
就労継続支援 (A型)	307人 (100)	354人 (115.3)	401人 (130.6)	448人 (145.9)	
	6,032人日分 (100)	6,975人日分 (115.6)	7,918人日分 (131.3)	8,861人日分 (146.9)	
就労継続支援 (B型)	2,520人 (100)	2,628人 (104.3)	2,736人 (108.6)	2,844人 (112.9)	
	44,372人日分 (100)	47,100人日分 (106.1)	49,828人日分 (112.3)	52,556人日分 (118.4)	
療養介護	214人 (100)	214人 (100)	214人 (100)	214人 (100)	
短期入所 (ショート ステイ)	医療型	61人 (100)	66人 (108.2)	71人 (116.4)	76人 (124.6)
		204人日分 (100)	225人日分 (110.3)	247人日分 (121.1)	268人日分 (131.4)
	福祉型	572人 (100)	620人 (108.4)	668人 (116.8)	716人 (125.2)
		3,244人日分 (100)	3,586人日分 (110.5)	3,927人日分 (121.1)	4,269人日分 (131.6)

注1 上段：利用者数，下段：延べ利用日数（1月当たり）

注2 （ ）の数値は26年度実績(見込)を100とした場合の指数

注3 短期入所については，医療型と福祉型のニーズが異なるため，今期計画からそれぞれの項目で見込む。

ウ 見込量の確保及び基盤整備のための方策

障害福祉サービス事業所の安定的な運営が確保され，事業所職員が安心して働き続けられるよう，国に対し，経営実態に見合った，また福祉人材の確保及び定着に向けた報酬水準の確保をはじめとする必要な措置を講ずるよう積極的に働き掛ける。また，生活介護については，施設入所者の地域移行後の行き先としてのニーズが高く，今後もサービス見込量の増加が見込まれることから，事業者の新規参入を促進するため，国等の整備費補助を積極的に活用していく。

障害のある市民への就労支援については，一人一人が一般就労から福祉的就労まで多様な形で生きがいを持って働ける社会を実現するため，企業，労働，福祉，教育等の各分野の関係機関及び団体等と連携した取組を進める。

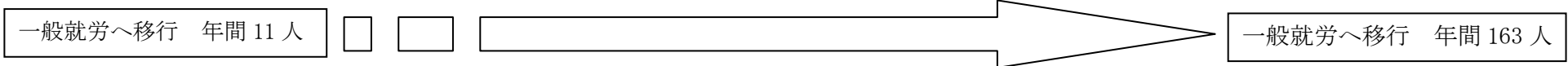
また，障害福祉サービス事業所におけるほっとはあと（授産）製品の品質向上，生産力の向上，官民を挙げた発注の拡大などによる利用者の工賃引上げを目指し，福祉的就労の充実を図る。

【語句説明】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護が必要な方に，施設での食事・排せつ・入浴の介護，創作的活動や生産活動の機会を提供するもの
自立訓練 (機能訓練)	身体障害のある方が，自立した日常生活ができるように，一定期間，施設への通所により，身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの
自立訓練 (生活訓練)	知的障害や精神障害のある方が，自立した日常生活ができるように，一定期間，施設への通所により，生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの
就労移行支援	一般企業等への就労を希望される方に，一定期間，施設への通所により，就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うもの
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な方に，施設への通所により，働く場を提供するとともに，知識や能力の向上のために必要な訓練を行うもの（原則として，雇用契約による就労）
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な方に，施設への通所により，働く場を提供するとともに，知識や能力の向上のために必要な訓練を行うもの（原則として，雇用契約によらない就労）
療養介護	医療が必要で，常に介護が必要な方に，医療機関への入所により，機能訓練・療養上の管理・看護・介護・日常生活の世話をを行うもの
短期入所 (ショートステイ)	介護をされる方が病気の場合等に，施設への短期的な入所により，食事・排せつ・入浴の介護等を行うもの

日中活動系の推計結果（概要）

参考



総合支援学校卒業生などを見込み、平成17年10月と比べ2,963人分増加

16

平成 17 年 10 月	平成 26 年度実績（見込）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
旧体系 4,540 人 法定施設 2,981 人 デイサービス 483 人 作業所 1,076 人	合計 6,636 人 新体系（日中活動系） 6,532 人 生活介護 3,095 人 機能訓練 40 人 生活訓練 275 人 就労移行 295 人 就労A型 307 人 就労B型 2,520 人 新体系（地域生活支援事業） 104 人	合計 6,963 人 新体系（日中活動系） 6,825 人 生活介護 3,201 人 機能訓練 55 人 生活訓練 283 人 就労移行 304 人 就労A型 354 人 就労B型 2,628 人 新体系（地域生活支援事業） 138 人	合計 7,233 人 新体系（日中活動系） 7,095 人 生活介護 3,307 人 機能訓練 55 人 生活訓練 283 人 就労移行 313 人 就労A型 401 人 就労B型 2,736 人 新体系（地域生活支援事業） 138 人	合計 7,503 人 新体系（日中活動系） 7,365 人 生活介護 3,413 人 機能訓練 55 人 生活訓練 283 人 就労移行 322 人 就労A型 448 人 就労B型 2,844 人 新体系（地域生活支援事業） 138 人

※人数は利用者数を表す。

3 居住系サービス

ア 現状分析

入所施設や精神科病院から地域生活への移行を促進するとともに、家族から独立して暮らすことを希望する障害のある市民の地域生活を支援していくためには、これまで以上に共同生活援助（グループホーム）の充実を図っていく必要があるが、安定した運営を図るための報酬水準の向上や、地域の理解促進、国等の整備費補助の活用による開設費用の負担軽減など、事業所の増設に向けて取り組まなければならない課題がある。

イ 必要な量の見込み

平成26年度までの利用実績、平成29年度までの地域生活移行者数（目標値）等を勘案し、平成29年度までの各年度のサービス見込量を設定する。

区 分	26年度実績 (見込)	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	536人 (100)	589人 (109.9)	642人 (119.8)	695人 (129.7)
施設入所支援	1,248人 (100)	1,248人 (100)	1,248人 (100)	1,248人 (100)

注1 表中の人数は利用者数を表す。

注2 () の数値は26年度実績(見込)を100とした場合の指数

ウ 見込量の確保及び基盤整備のための方策

居住系サービスについては、施設等から地域生活への移行などに対応できるよう適切なサービス量を確保する必要がある。

このため、共同生活援助（グループホーム）の増設に向けて、既設法人への働き掛けをはじめ、共同生活を営みながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためのサテライト型住居等の手法を活用することにより、地域における多様な住まいの場を増やしていくとともに、市民の障害者福祉に対する関心と理解を一層深めるための啓発活動に取り組む。これと併せて、国に対しては、安定的な運営が可能な報酬水準の確保を要望していく。

また、事業者の新規参入を促進するため、国等の整備費補助の積極的な活用を推進していく。

【語句説明】

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活の住居で、食事・排せつ・入浴の介護、相談や日常生活上の援助を行うもの
施設入所支援	施設への入所により、食事・排せつ・入浴の介護等を行うもの

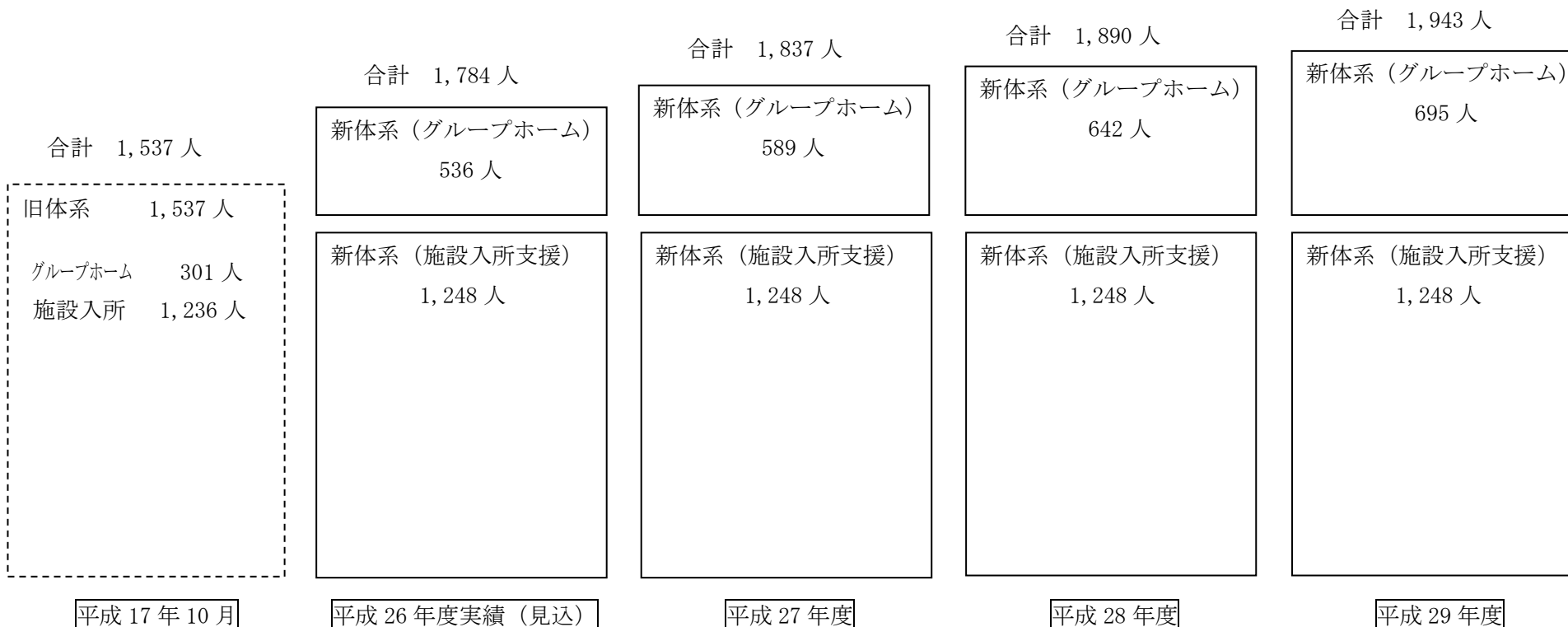
居住系の推計結果（概要）

参考

平成26年度から平成29年度までの4年間で
80人が地域生活へ移行

施設入所から地域生活への移行者などを見込み、平成17年10月と比べ406人分増加

18



※人数は利用者数を表す。

4 相談支援

ア 現状分析

障害のある市民が、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、生活全般にわたる相談や福祉・保健・医療サービスの情報提供、利用援助が行える総合的かつ専門性の高い相談支援が必要である。また、施設入所者や精神科病院入院者等の地域生活への移行に当たっても、身近に相談できる場のニーズが高まっており、相談支援体制の更なる充実が求められている。

本市では、福祉事務所、保健センター、身体障害者リハビリテーションセンター、こころの健康増進センター、児童福祉センター（発達相談所、児童相談所）、障害者相談員のほかに、障害者地域生活支援センターを設置し、平成26年4月から3障害対応化するなど、相談支援体制の充実を図ってきた。

とりわけ、障害者自立支援法の施行以降、障害福祉サービスが普及し定着する中、サービスの利用調整や一人一人のニーズに応じたケアプランの作成など、相談支援機関の役割はますます大きくなっている。

これに加え、平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により、重度障害のある市民等を対象とした指定相談支援については、計画相談支援として、障害の程度にかかわらず障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者に対してサービス等利用計画（セルフプランを含む）等により支援する事業が実施され、また、地域相談支援として、障害のある市民の地域における生活への移行及び定着を支援する事業が実施されている。とりわけ、計画相談支援については、平成27年度以降に障害福祉サービス及び地域相談支援の支給決定をする際に、サービス等利用計画の作成が必須となることから、平成24年度から平成26年度の経過措置期間3年間で、そのための体制整備を進め、原則として全利用者の計画相談支援に着手することとされてきた。

本市においては、計画相談支援を提供する指定特定相談支援事業所の設置及び相談支援専門員の育成に取り組んできたが、計画相談支援に係る報酬の低さ等により、大都市を中心に、全国的に指定特定相談支援事業所の設置が進みにくくなっている。

イ 必要な量の見込み

計画相談支援については、平成27年度以降に障害福祉サービス及び地域相談支援の支給決定をする際に、サービス等利用計画を作成することが必須となることから、現在の障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案し、これまで計画相談支援が導入されていない全利用者が支給決定の更新を終える平成29年度末までに全利用者に計画相談支援が提供されるようサービス見込量を設定する。

地域移行支援については、入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する見込人数を勘案してサービス見込量を設定する。

また、地域定着支援については、地域移行に向けて支援する対象者のうち地域定着の支援も必要な人数を推計してサービス見込量を設定する。

区 分	26 年度実績 (見込)	27 年度	28 年度	29 年度
計画相談支援	258 件 (100)	530 件 (205.4)	1,310 件 (507.8)	1,560 件 (604.7)
地域移行支援	3.0 件 (100)	4.0 件 (133.3)	4.0 件 (133.3)	4.0 件 (133.3)
地域定着支援	5.0 件 (100)	4.3 件 (86.0)	4.3 件 (86.0)	4.3 件 (86.0)

注1 表中の件数は年間総利用件数を12で除した月間平均利用件数を表す。

注2 () の数値は26年度実績(見込)を100とした場合の指数

ウ 見込量の確保及び基盤整備のための方策

相談支援については、福祉事務所や保健センターのほか、市内に15箇所設置している障害者地域生活支援センターを中心に、引き続きケアマネジメントの実践により、必要なサービスの円滑な利用を促進する。増大が見込まれるサービス等利用計画の作成等の計画相談支援に当たっては、平成27年4月の報酬改定等を見据えながら、指定特定相談支援事業所を更に増設し、計画相談支援の提供の拡充を図る。また、多様な相談ニーズに対応するため、障害者地域生活支援センターに対して基幹相談支援機能を付加し、市内5箇所の障害保健福祉圏域ごとに設置した基幹相談支援センターでバックアップするなど、今後とも協働支援体制づくりに努める。

また、退院された精神障害のある市民の地域生活の定着には、適切な医療を受けることが不可欠であるため、精神科医療機関等と十分に連携しながら、相談支援に取り組んでいくとともに、市民に対し、引き続き精神障害に対する理解を深めるための啓発活動にも取り組んでいく。

さらに、今後一層ニーズが見込まれる、障害のある市民の高齢化・重度化や「親なき後」に係る相談に備え、24時間・365日の相談体制を構築するなど様々な支援を切れ目なく提供する仕組みの拠点となる、障害者地域生活支援拠点の整備を検討していく。

【語句説明】

サービス名	内 容
計画相談支援	障害のある方がサービスを計画的に利用し生活の質を更に向上させるため、生活全体の課題や目標を踏まえた総合的な計画であるサービス等利用計画の作成をするとともに、継続的にその計画の実施状況の検証(モニタリング)を行い、サービスの見直し等を行うもの
地域移行支援	障害者入所施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方等が、居宅生活に移行する場合に、生活基盤の確保など必要となる支援を行うもの
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある方に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等を行うもの

5 障害児支援

ア 現状分析

発達障害の概念の浸透などにより、知的障害に加え早期の療育を必要とする児童数が年々増加しており、また、平成24年度に創設された放課後等デイサービスについても、障害児の放課後支援に対する強いニーズを背景に利用が急速に広がっている。事業所については、児童発達支援で伸び悩んでいる一方、放課後等デイサービスについては制度発足以降増加しているが、地域的な偏りや、医療的ケアが可能な事業所の不足といったサービス供給上の課題があり、今後ともサービス量の拡大を図っていく必要がある。

障害児相談支援については、平成27年度以降に障害児通所支援の支給決定をする際に、サービス等利用計画(セルフプランを含む)の作成が必須となることから、平成24年度から平成26年度の経過措置期間3年間で、そのための体制整備を進め、原則として全利用者の相談支援に着手することとされてきた。

本市においても、実施に向けて相談支援専門員研修の受講勧奨等を進め、事業所の指定を行っているところであるが、まだ不足している状況である。

イ 必要な量の見込み

平成26年度までの実績に、多様な放課後支援の他施策の利用等を勘案したうえで見込量を設定する。

また、障害児相談支援については、当面の間はセルフプランも活用しつつ、段階的に計画作成対象者を増やしていくものとし、見込量を設定する。

区 分	26年度実績 (見込)	27年度	28年度	29年度
放課後等デイサービス	814人 (100)	1,020人 (125.3)	1,226人 (150.6)	1,432人 (175.9)
	5,088人日分 (100)	6,376人日分 (125.3)	7,664人日分 (150.6)	8,952人日分 (175.9)
児童発達支援	1,444人 (100)	1,533人 (106.2)	1,622人 (112.3)	1,711人 (118.5)
	7,770人日分 (100)	8,249人日分 (106.2)	8,728人日分 (112.3)	9,207人日分 (118.5)
障害児相談支援	0人 (—)	95人 (100)	190人 (200)	285人 (300)
障害児入所施設 (医療型、福祉型)	35人 (100)	41人 (117.1)	41人 (117.1)	41人 (117.1)

注1 表中の人数は利用者数を表す。

注2 () の数値は26年度実績(見込)を100とした場合の指数

注3 障害児相談支援については、26年度実績(見込)が0のため、27年度見込を100として指数を設定

ウ 見込量の確保及び基盤整備のための方策

児童発達支援については、利用希望者に対する事業所の確保が必要であることから、事業所設置促進補助を今後も継続していくとともに、既存事業所については、療育スケジュールの見直し等により、利用希望者へ支援が行き渡るように努める。

放課後等デイサービスについては、地域格差を解消し、医療的ケアが可能な事業所を増やすため、事業所設置促進補助の有効活用による政策的な事業所設置促進に努めるなど、より一層のサービス提供体制の確保に取り組んでいく。

また、障害児相談支援については、府に相談支援専門員研修の受講枠拡大を働き掛けて専門員の養成を促進するとともに、市内の事業所に対し事業者指定取得の勧奨に努めるなど、対象者に必要な量及び質の確保に取り組んでいく。

【語句説明】

サービス名	内 容
放課後等デイサービス	心身に障害のある児童が通園し、その児童に指導を行い、地域社会が一体となってその育成を助長する支援を行うもの
児童発達支援	心身に障害のある児童が通園し、必要な訓練や指導を受けることにより、心身の成長を促す支援を行うもの
障害児相談支援	障害のある児童が安心して地域生活が送れるように、一人一人のニーズに応じたサービス利用ができるよう、ケア計画の策定を行うとともに、継続的に計画の見直し等を行うもの
障害児入所施設	心身に障害のある児童が入所により独立生活に必要な知識技能を学ぶための支援を行うもの

第4 地域生活支援事業の実施に関する事項

各年度における事業の種類ごとの量の見込み、実施に関する考え方等について、下記のとおり定める。 (単位は年間の数)

事業名	26年度実績 (見込)		27年度		28年度		29年度		事業内容、実施の考え方、見込量確保の方策等
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	
(1) 相談支援事業									
① 障害者相談支援事業	15 箇所		15 箇所		15 箇所		15 箇所		障害者地域生活支援センターを設置し、相談、福祉サービス利用の援助、ケアプラン作成、関係機関のネットワークづくり等を行う。
地域自立支援協議会	5 圏域		5 圏域		5 圏域		5 圏域		障害者福祉の関係者による連携及び支援に関する仕組みを整備し、相談支援体制を強化する。
障害児等療育支援事業	3 箇所		3 箇所		3 箇所		3 箇所		障害のある市民の自宅を訪問して療育訓練を行うとともに、保育所や障害福祉サービス事業所等の職員に対して療育指導を行う。
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	5 箇所		5 箇所		5 箇所		5 箇所		障害者地域生活支援センターのうち圏域に応じた5箇所に対して、地域の相談支援事業者に対する研修会の企画運営、専門的な指導・助言等の基幹相談支援機能を付加する。
③ 住宅入居等支援事業	15 箇所		15 箇所		15 箇所		15 箇所		一般住宅入居希望者に、必要な調整等の支援を行う。
(2) 権利擁護支援事業									
成年後見制度利用支援事業		18 件		30 件		30 件		30 件	生活保護受給世帯等経済的困窮者に係る審判申立・後見人報酬の助成を行う。 ※件数は申立件数の見込み
障害者虐待防止対策支援事業		944 人		944 人		944 人		944 人	新規事業所説明会等において、制度の周知・啓発を行う。

事業名	26年度実績 (見込)		27年度		28年度		29年度		事業内容、実施の考え方、見込量確保の方策等
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	
(3) コミュニケーション支援事業		12,828 件		12,973 件		13,118 件		13,263 件	※①派遣事業及び②手話通訳者設置事業の合計
① 派遣事業		4,797 件		4,946 件		5,095 件		5,244 件	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助員の派遣を行う。
② 手話通訳者設置事業	13 人	8,031 件	13 人	8,027 件	13 人	8,023 件	13 人	8,019 件	手話通訳者の設置を行う。(人数は、1設置箇所当たり1人として計上した数) ※件数は手話通訳者の相談件数の見込み
③ 養成事業 (専門性の高い意思疎通支援)		39 人		40 人		42 人		43 人	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助員の各養成講座を行う。 ※修了者数見込み
④ 奉仕員等養成研修事業		576 人		592 人		608 人		624 人	音訳・点字・手話等の各奉仕員の養成研修を行う。 ※参加者数見込み
(4) 日常生活用具給付等事業 (①~⑥)		33,461 件		33,774 件		34,073 件		34,372 件	重度障害のある市民に日常生活用具の給付・貸与を行う。
① 介護・訓練支援用具		128 件		129 件		129 件		129 件	身体介護を支援する用具等
② 自立生活支援用具		694 件		693 件		685 件		677 件	入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
③ 在宅療養等支援用具		456 件		469 件		477 件		485 件	在宅療養等を支援する用具
④ 情報・意思疎通支援用具		367 件		346 件		325 件		304 件	情報収集・伝達、意思疎通を支援する用具
⑤ 排泄管理支援用具		31,769 件		32,089 件		32,409 件		32,729 件	ストーマ装具等の排泄管理を支援する用具
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		47 件		48 件		48 件		48 件	居宅生活動作等を円滑にするための住宅改修
(5) 移動支援事業	292 箇所	2,694 人	317 箇所	2,807 人	342 箇所	2,919 人	368 箇所	3,032 人	個別支援を基本として、社会参加、余暇活動のための外出支援を行う。 ※人数、時間は各年度3月実績の見込み ※人数は、26年度までは月間平均見込を算出していた。この表では、26年度についても27年度以降の考え方に合わせて3月実績見込を記載しているため、巻末資料の26年度実績(見込)人数とは数値が異なる。
		44,247 時間		44,391 時間		44,534 時間		44,678 時間	

(6) 地域活動支援センター (機能強化型Ⅱ型) ※市外に所在するセンターを利用する者	3 箇所	104 人	4 箇所	138 人	4 箇所	138 人	4 箇所	138 人	従前のデイサービスと同様の事業内容で実施する。 ※市外分(箇所数別掲, 人数は内数)
(7) 発達障害者支援センター運営事業	1 箇所	3,760 件	1 箇所	3,873 件	1 箇所	3,986 件	1 箇所	4,099 件	関係機関と連携しながら, 発達障害のある市民への支援を強化していく。 ※相談件数見込み
(8) 理解促進啓発事業	7,800人		8,600人		9,400人		10,200人		ほほえみ広場の来場者数
(9) 自発的活動支援事業									
①ほほえみ交流活動支援事業	35回		40回		40回		40回		ほほえみ交流活動支援事業の実施回数
②こころのふれあい交流サロン運営事業	13箇所		13箇所		13箇所		13箇所		精神障害のある市民の孤立を防ぎ, ボランティア活動を希望する市民に参加の機会を提供する等, 交流の場(サロン)を設置する(13箇所中2箇所は, 自サロンを運営するとともに, 他サロンに専門職等を派遣する機能強化サロン)。
③その他	3事業		3事業		3事業		3事業		障害のある市民等が自発的に行うピアサポートやボランティア等の活動への支援事業を行う。
(10) 精神障害のある方への支援事業									
①精神障害者地域生活支援広域調整等事業 (精神障害者地域移行・地域定着支援事業)	30 回	300 人	32 回	320 人	34 回	340 人	36 回	360 人	精神障害のある市民の視点を重視した支援や普及啓発を図るためピアサポートを活用する。
②精神障害関係従事者養成研修事業 (かかりつけ医・産業医うつ病対応力向上研修会)	2 回	60 人	2 回	60 人	2 回	60 人	2 回	60 人	専門的な知識技術の習得のため, 医師等へ研修等を実施する。
(11) その他の事業									
① 福祉ホーム事業	4箇所		4箇所		4箇所		4箇所		低額で居室等を提供し, 管理人が日常生活に必要な支援を行う。
② 盲人ホーム事業	1箇所		1箇所		1箇所		1箇所		視覚障害のある市民に, あんま, はり, きゅうの就労の場を提供する。

事業名	26年度実績 (見込)		27年度		28年度		29年度		事業内容、実施の考え方、見込量確保の方策等
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	
③ 訪問入浴サービス事業	43人分		43人分		43人分		43人分		居宅や施設での入浴が困難な方などに、訪問入浴サービスを提供する。
④ 重度障害者在宅就労促進事業	1箇所		1箇所		1箇所		1箇所		在宅等の障害のある市民に、情報機器やインターネットの活用に関する支援等を行い、就労促進を図る。
⑤ 生活訓練等事業	7事業		7事業		7事業		7事業		日常生活上必要な訓練や指導を行う。
⑥ 日中一時支援事業	318人分		338人分		358人分		378人分		施設で一時的に介護等のサービスを提供する（宿泊を伴わない）。
⑦ 社会参加促進事業									
ア スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	13大会		13大会		13大会		13大会		障害別体育大会、全京都障害者総合スポーツ大会等を開催する。
イ 芸術文化講座開催等事業	2回		2回		2回		2回		障害者週間のポスター展、京都とっておきの芸術祭を開催する。
ウ 点字・声の広報等発行事業	3種類 29箇所		3種類 29箇所		3種類 29箇所		3種類 29箇所		「障害保健福祉のしおり」等の点字、音訳、拡大版を作成、設置する。
エ 自動車運転免許取得事業	16件		16件		16件		16件		身体障害のある市民の運転免許取得費用の一部を助成する。
オ 自動車改造助成事業	30件		30件		30件		30件		身体障害のある市民の自動車改造費用の一部を助成する。
カ その他	1箇所		1箇所		1箇所		1箇所		職業能力開発等支援事業所として洛南身体障害者福祉会館に相談窓口を開設し、必要な事業を実施する。

【語句説明】

地域生活支援事業

障害者総合支援法に伴い、自治体ごとの制度として行われるもの

サービス名	施策の内容
地域生活支援センター (相談支援事業)	障害のある市民や介護者等からの地域生活や福祉に関する様々な相談に応じて、福祉サービスの利用援助（情報提供）等を行うもの
コミュニケーション支援 (意思疎通支援事業)	手話通訳者等の派遣や手話通訳者の設置、点訳・音訳・手話・要約筆記・盲ろう通訳介助に関わる各養成研修を実施するもの
日常生活用具給付等事業	重度の障害のある市民に、日常生活を便利又は容易にする用具の給付や貸与を行うもの（特殊寝台・電気式たん吸引器・盲人用時計・ストーマ用装具等）
移動支援	社会参加や余暇活動等の外出の際に、円滑に外出できるように、ガイドヘルパーが移動を支援するもの
地域活動支援センター (機能強化Ⅱ型)	自立の促進・生活の質の向上等を図るため、施設への通所により、創作的活動・機能訓練・社会適応訓練等を行うもの
発達障害者支援センター	発達障害者支援センター「かがやき」において、発達障害のある市民とその家族が安定して地域で生活できるように、総合的な支援を行うもの
こころのふれあい交流 サロン	精神障害のある市民の孤立を防ぎ、ボランティア活動を希望する市民に参加の機会を提供する等、交流の場（サロン）を設置するもの
福祉ホーム	家庭において日常生活を営むのに支障がある場合に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行うもの
訪問入浴サービス	自宅や施設の浴槽では入浴が困難な重度の身体障害、難病等のある市民に、訪問による入浴サービスを行うもの
日中一時支援 (日中短期入所)	日中、介護する方がおられない場合に、施設で食事・排せつの介護等を行うもの
社会参加促進事業	障害のある市民の社会参加を促進するため、スポーツ・芸術文化活動等を行うもの

第5 計画の達成状況の分析及び評価

成果目標及び活動指標については、各年度においてその実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら、京都市障害者施策推進審議会などの機関において達成状況の分析・評価を行い、障害のある方や関係者の意見を聴き、必要に応じて障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じていく。

(巻末資料)

第1期～第3期障害福祉計画の進捗状況

1	平成26年度における数値目標と実績	30
	(1) 施設入所者の地域生活への移行	
	(2) 障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行	
	(3) 入院中の精神障害者の地域生活への移行	
2	主な障害福祉サービスに係る見込んだ必要量と実績	32
	(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援 (合计数)	
	(2) 生活介護	
	(3) 就労移行支援	
	(4) 就労継続支援(A型)	
	(5) 就労継続支援(B型)	
	(6) 短期入所	
	(7) 共同生活援助(グループホーム)	
3	主な地域生活支援事業に係る見込んだ必要量と実績	36
	(1) コミュニケーション支援	
	(2) 日常生活用具	
	(3) 移動支援	
	障害者手帳交付状況	38

第1期～第3期障害福祉計画の進捗状況

(解説)

- 第1期障害福祉計画において、計画に掲げた事項は次のとおりである。
 - ・平成23年度に到達すべき入所施設からの地域移行者数等の数値目標
 - ・平成23年度において見込まれる障害福祉サービス及び相談支援等の必要量
 - ・平成18年度～20年度の各年度において見込まれる障害福祉サービス及び相談支援等の必要量
- 第2期障害福祉計画において、計画に掲げた事項は次のとおりである。
 - ・平成21年度～22年度の各年度において見込まれる障害福祉サービス及び相談支援等の必要量
 - ※「平成23年度に到達すべき数値目標」及び「平成23年度において見込まれる障害福祉サービス及び相談支援等の必要量」は、第1期計画のままである。
- 第3期障害福祉計画において、計画に掲げた事項は次のとおりである。
 - ・平成26年度に到達すべき入所施設からの地域移行者数等の数値目標
 - ・平成24年度～26年度の各年度において見込まれる障害福祉サービス及び相談支援等の必要量

1 平成26年度における数値目標と実績

(1) 施設入所者の地域生活への移行

区 分	人 数
26年度末時点の目標(注1) a	185人
25年度末時点の実績(注2) b	123人
進捗率 (b/a)	66.5%

(注1) 目標は、平成17年10月1日から平成27年3月31日までの間に入所施設から地域生活へ移行する人数。

(注2) 実績は、平成17年10月1日から平成26年3月31日までの間に入所施設から地域生活へ移行した人数。

(参考) 地域生活移行先の内訳

合 計	内 訳			
	家族等と同居	ひとり暮らし	グループホーム	その他 (福祉ホーム)
123人	56人	38人	25人	4人

(2) 障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行

区 分	人 数							
26年度の目標 a	50人							
18～25年度の 実績 b	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	27人	32人	25人	28人	68人	62人	98人	121人
達成率 (b/a)	54.0%	64.0%	50.0%	56.0%	136.0%	124.0%	196.0%	242.0%

(参考) 平成25年度における一般就労移行者(121人)の就労先概要

業種	医療・福祉 31人	宿泊・飲食業 21人	卸売・小売業 17人	製造業 10人	その他 42人
職種	事務(補助) 25人	調理(補助) 23人	清掃・クリーニング 16人	接客・販売 13人	その他 44人

(参考) 平成25年度における一般就労移行者(121人)の障害種別就労人数

身体障害 26人※	知的障害 37人※	精神障害 57人	難病 2人
---------------------	---------------------	--------------------	-----------------

※重複障害のある方1人を含む

(3) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

① 1年未満入院患者の平均退院率

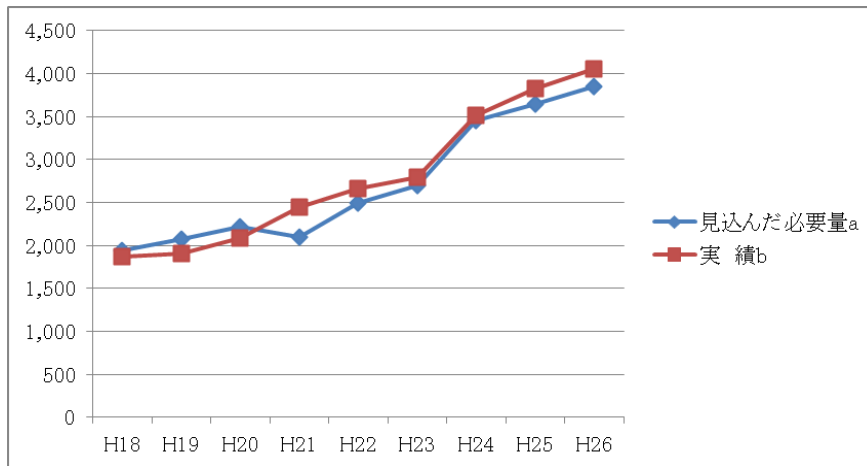
② 5年以上かつ65歳以上の入院患者の退院者数

区 分	①平均退院率	②退院者数
26年度末時点の目標 a	71%以上	163人以上
25年度末時点の実績 b	74.8%	159人
進捗率 (b/a)	105.4%	97.5%

2 主な障害福祉サービスに係る見込んだ必要量と実績

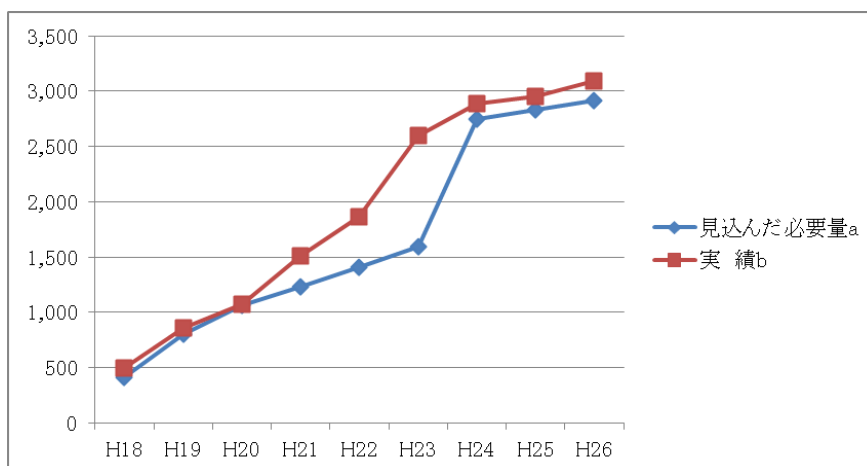
(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援（利用者数合計）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込)
見込んだ必要量 a	1,941 人	2,077 人	2,221 人	2,104 人	2,500 人	2,698 人	3,458 人	3,649 人	3,854 人
実績 b	1,871 人	1,908 人	2,089 人	2,452 人	2,667 人	2,794 人	3,518 人	3,827 人	4,052 人
達成率 (b/a)	96.4 %	91.9 %	94.1 %	116.5 %	106.7 %	103.6 %	101.7 %	104.9 %	105.1 %



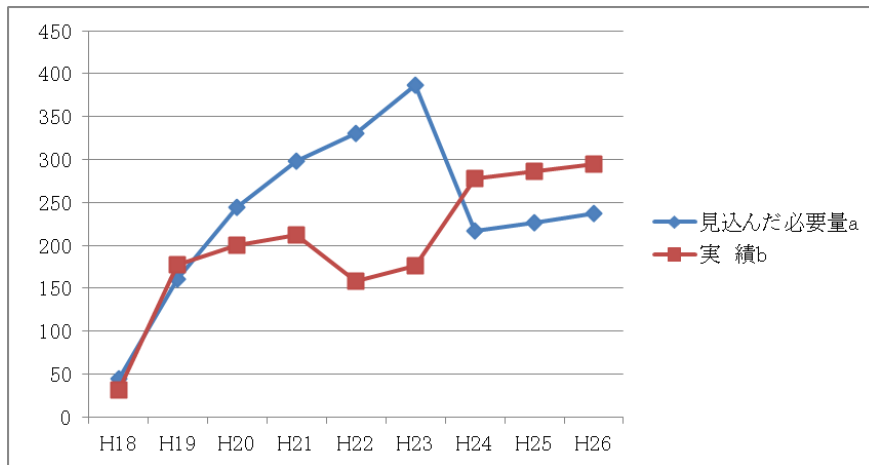
(2) 生活介護（利用者数）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込)
見込んだ必要量 a	413 人	803 人	1,065 人	1,235 人	1,406 人	1,598 人	2,750 人	2,833 人	2,918 人
実績 b	498 人	863 人	1,074 人	1,507 人	1,860 人	2,595 人	2,883 人	2,954 人	3,095 人
達成率 (b/a)	120.6 %	107.5 %	100.8 %	122.0 %	132.3 %	162.4 %	104.8 %	104.3 %	106.1 %



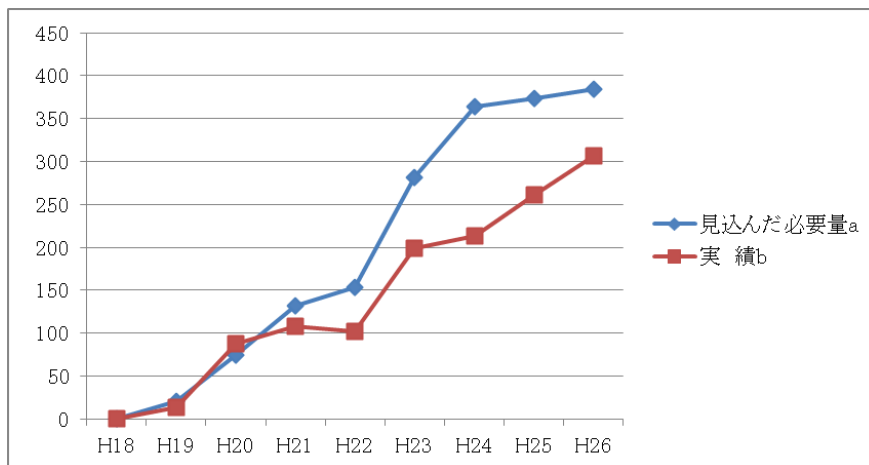
(3) 就労移行支援（利用者数）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込)
見込んだ必要量 a	45人	161人	244人	298人	330人	387人	217人	227人	237人
実績 b	32人	178人	200人	212人	158人	176人	278人	286人	295人
達成率 (b/a)	71.1 %	110.6 %	82.0 %	71.1 %	47.9 %	45.5 %	128.1 %	126.0 %	124.5 %



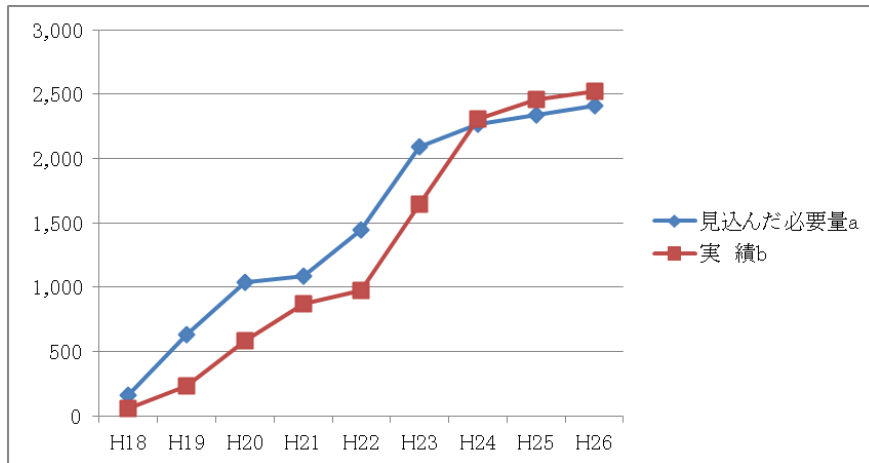
(4) 就労継続支援（A型）（利用者数）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込)
見込んだ必要量 a	0人	21人	74人	132人	153人	281人	364人	374人	384人
実績 b	0人	14人	88人	108人	102人	199人	213人	261人	307人
達成率 (b/a)	0 %	66.7 %	118.9 %	81.8 %	66.7 %	70.8 %	58.5 %	69.8 %	79.9 %



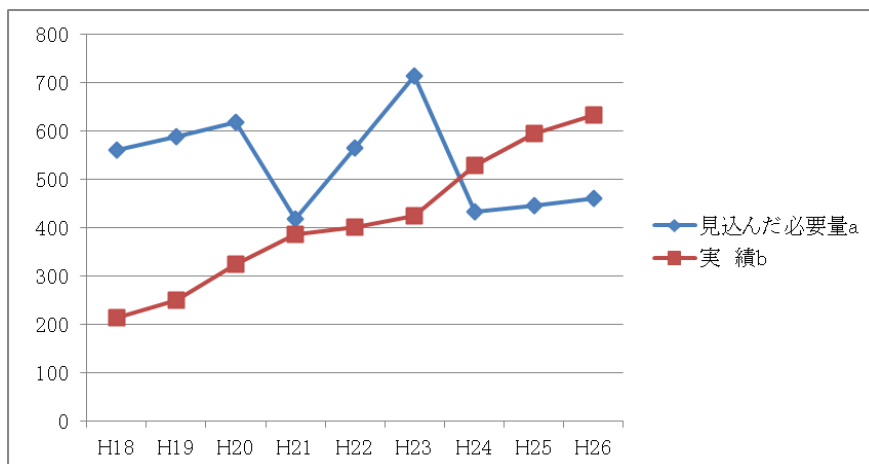
(5) 就労継続支援（B型）（利用者数）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込)
見込んだ必要量 a	161 人	633 人	1,036 人	1,089 人	1,446 人	2,089 人	2,271 人	2,339 人	2,409 人
実績 b	62 人	236 人	586 人	871 人	975 人	1,646 人	2,304 人	2,460 人	2,520 人
達成率 (b/a)	38.5 %	37.3 %	56.6 %	80.0 %	67.4 %	78.8 %	101.5 %	105.2 %	104.6 %



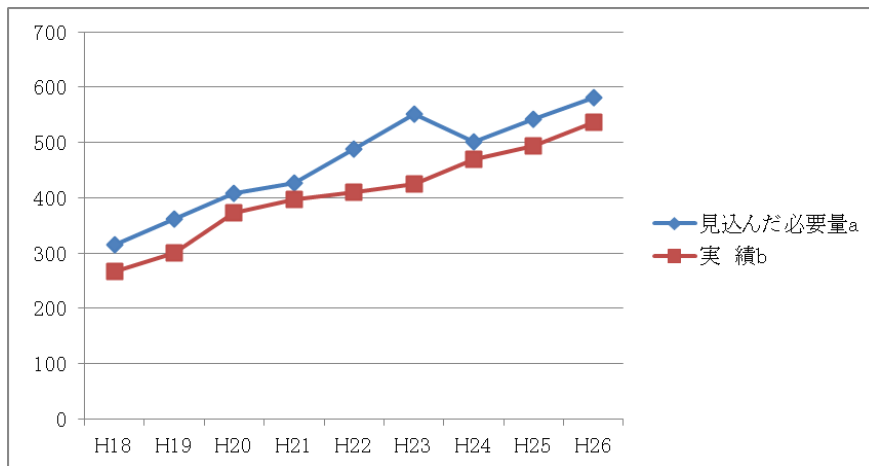
(6) 短期入所（利用者数）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込)
見込んだ必要量 a	559人	587人	617人	417人	565人	714人	433人	446人	459人
実績 b	213人	249人	323人	385人	400人	423人	527人	595人	633人
達成率 (b/a)	38.1 %	42.4 %	52.4 %	92.3 %	70.8 %	59.2 %	121.7 %	133.4 %	137.9 %



(7) 共同生活援助（グループホーム）（利用者数）

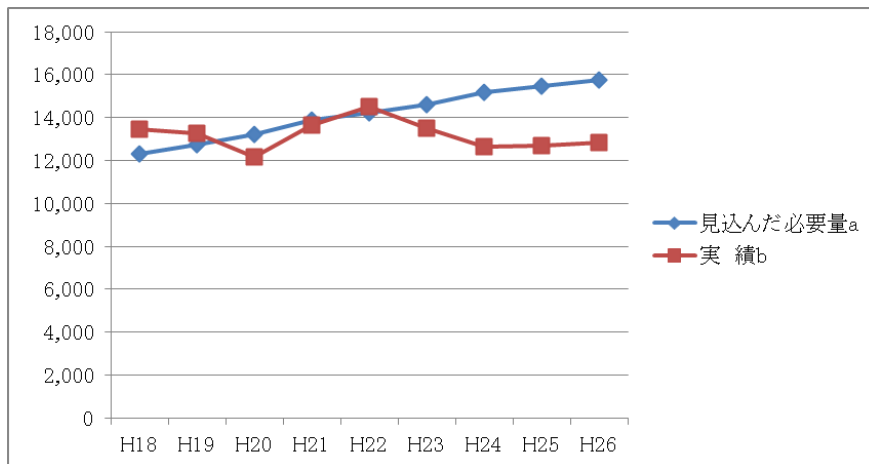
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込)
見込んだ必要量 a	315人	362人	409人	426人	488人	551人	502人	542人	582人
実績 b	267人	300人	373人	397人	410人	425人	470人	494人	536人
達成率 (b/a)	84.8 %	82.9 %	91.2 %	93.2 %	84.0 %	77.1 %	93.6 %	91.1 %	92.1 %



3 主な地域生活支援事業に係る見込んだ必要量と実績

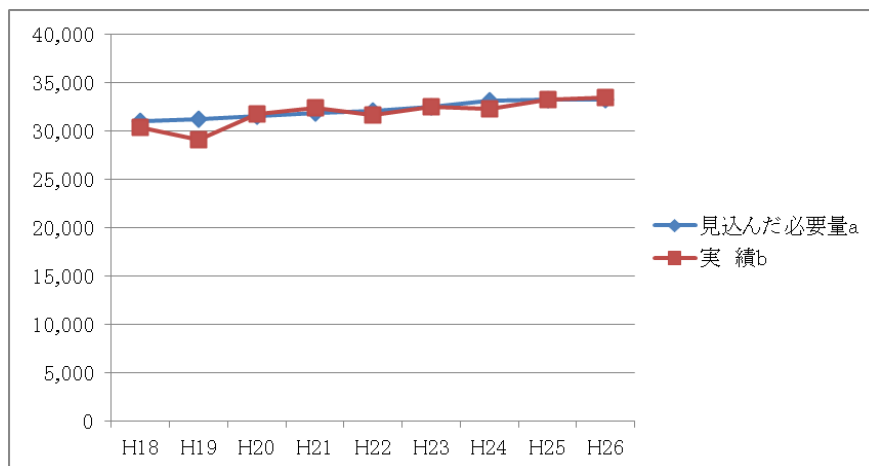
(1) コミュニケーション支援事業（手話通訳者及び要約筆記者の派遣件数並びに各区・支所等に配置している手話通訳者の相談件数の合計）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込)
見込んだ必要量 a	12,295 件	12,755 件	13,215 件	13,896 件	14,238 件	14,595 件	15,177 件	15,461 件	15,757 件
実績 b	13,443 件	13,250 件	12,164 件	13,669 件	14,527 件	13,528 件	12,623 件	12,683 件	12,828 件
達成率 (b/a)	109.3 %	103.9 %	92.0 %	98.4 %	102.0 %	92.7 %	83.2 %	82.0 %	81.4 %



(2) 日常生活用具（給付件数）

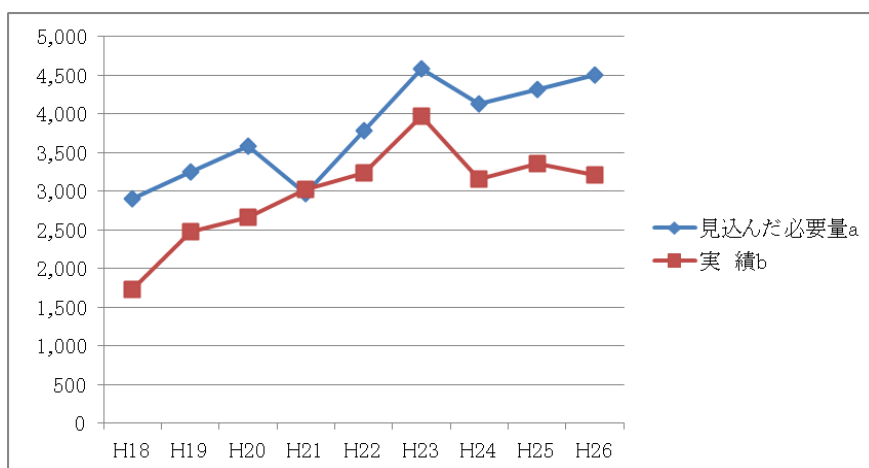
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込)
見込んだ必要量 a	31,013 件	31,235 件	31,485 件	31,806 件	32,078 件	32,431 件	33,125 件	33,166 件	33,207 件
実績 b	30,351 件	29,033 件	31,671 件	32,345 件	31,588 件	32,488 件	32,227 件	33,162 件	33,461 件
達成率 (b/a)	97.9 %	93.0 %	100.6 %	101.7 %	98.5 %	100.2 %	97.3 %	100.0 %	100.8 %



(3) 移動支援（利用者数）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込)
見込んだ必要量 a	2,913 人	3,249 人	3,585 人	2,973 人	3,783 人	4,593 人	4,139 人	4,317 人	4,503 人
実績 b	1,734 人	2,475 人	2,665 人	3,032 人	3,245 人	3,968 人	3,164 人	3,360 人	3,213 人
達成率 (b/a)	59.5 %	76.2 %	74.3 %	102.0 %	85.8 %	86.4 %	76.4 %	77.8 %	71.4 %

※平成23年10月に同行援護事業（障害福祉サービス）が開始し、それまでの移動支援事業利用者の一部が段階的に移行したため、平成23年度から平成24年度にかけて、実績、見込ともに減少している。



障害者手帳交付状況（平成26年3月末現在、（ ）は18歳未満の人の内数）

(1) 身体障害者手帳

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	2,002 (24)	2,082 (6)	384 (2)	369 (4)	517 (5)	523 (2)	5,877 (43)
聴覚, 平衡 機能障害	331 (5)	1,602 (76)	931 (22)	1,232 (15)	90 (0)	2,233 (45)	6,419 (163)
音声, 言語, そしゃく 機能障害	26 (0)	76 (0)	479 (4)	305 (5)			886 (9)
肢体不自由	6,496 (229)	8,578 (97)	7,178 (60)	11,890 (54)	5,033 (11)	2,130 (10)	41,305 (461)
内部障害	12,560 (89)	462 (6)	4,183 (38)	7,448 (50)			24,653 (183)
合計	21,415 (347)	12,800 (185)	13,155 (126)	21,244 (128)	5,640 (16)	4,886 (57)	79,140 (859)

(2) 療育手帳

A判定	4,623 (966)
B判定	8,742 (3,723)
合計	13,365 (4,689)

(3) 精神障害者保健福祉手帳

1級	1,558 (71)
2級	7,383 (169)
3級	4,124 (107)
合計	13,065 (347)